

平成 29 年 1 月からセルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) が始まります

平成 29 年 1 月から、セルフメディケーション（自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分で手当てすること）の推進を目的とする「セルフメディケーション税制」が始まります。

現行の医療費控除は、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族に係る医療費を支払った場合、年間 10 万円（総所得金額等が 200 万円未満の方は、その金額の 5%）を超えるときは、その超える部分の金額を所得金額から控除できる制度です。

平成 29 年分の確定申告（申告時期は平成 30 年）から、現行の医療費控除の特例として、健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを行う個人が、厚生労働省の定める特定一般用医薬品等を年間 1 万 2 千円以上購入した場合、1 万 2 千円を超える部分の金額を控除できる制度（セルフメディケーション税制）が創設されました。

※ 対象となる医薬品は厚生労働省のホームページから確認できます

ホームページアドレス (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)

【適用要件】

- ① 平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間の各年中に、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族に係る特定一般用医薬品等を支払っていること
- ② 納税者本人がその年中に次のいずれか一つの取り組みを行っていること
 - 特定健康診査
 - 予防接種
 - 定期健康診断（一般的な事業主が実施する健康診断）
 - 健康診査（人間ドック等で、医療保険者が行うもの）
 - がん検診
- ③ 現行の医療費控除の適用を受けていないこと

※ 本特例は、平成 29 年分の確定申告（平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに支払った分）から対象です。平成 28 年分の確定申告では本特例の対象にならないので注意してください

【控除額の計算】

【支払った特定一般用医薬品等購入費の額】 - 【1 万 2 千円】 = 【特例による医療費控除額】

※ 1 医療費控除の最高限度額は 8 万 8 千円です

※ 2 購入費のうち、保険金や損害賠償金で補填される部分は除きます

※ 3 1 万 2 千円を超える部分の金額が戻るわけではありません

【必要書類(確定申告書に添付)】

- ① 特定一般用医薬品等を購入したことが分かる領収書、レシート等（商品名、金額、当該商品が税制対象商品である旨、販売店名、購入日が明記されていること）
- ② 対象者がその年中に適用要件②の取り組みを行ったことを明らかにする書類が必要です。ただし、以下の記載があるものに限りです
 - 対象者の氏名
 - 対象者が適用要件②の取り組みを行った年
 - 適用要件②の取り組みに係る事業を行った「保険者・事業者」もしくは「市町村の名称」または、診察を行った「医療機関の名称」もしくは「医師の氏名」

◆ お問い合わせ：市民税係 ☎ 2 1 2 1